

平成 29 年

研修 ガイド



東海税理士会研修部

まえがき

消費税の改正や事業承継税制など、我々税理士を取り巻く環境は日々変化し、複雑なものになっています。専門家である我々税理士はこのような状況下での的確な判断・対応を求められています。

従来より、税理士の資質の維持・向上のため、研修制度の一層の充実を図ることを目的に、税理士法第39条の2に「税理士は、所属税理士会及び日本税理士連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。」と努力義務が規定されています。また、東海税理士会研修規則第5条では、税理士会員は一事業年度に36時間以上の研修を受けなければならないと定め、研修受講は義務化されています。

研修部では、会員一人一人が高い意識をもって積極的に研修を受講し、自己の業務改善と資質の向上を図ることが、納税者等からの複雑かつ多様化した要請に対応することを可能にし、ひいては国民に信頼される税理士制度の発展に資するものと確信しております。

会員の皆様におかれましては、日々の業務に追われ大変お忙しいことと思いますが、是非この研修ガイドブックをご活用いただき、東海税理士会の全会員が36時間以上の研修を受講されることを研修部員一同、切に願っております。

平成29年12月 東海税理士会 研修部一同

目次 contents

1. 研修の種類 ...P1

2-1 会場型研修 研修の申込み方法 ...P3

2-2 会場型研修 レジュメのダウンロード ...P6

3-1 マルチメディア研修 視聴方法 ...P7

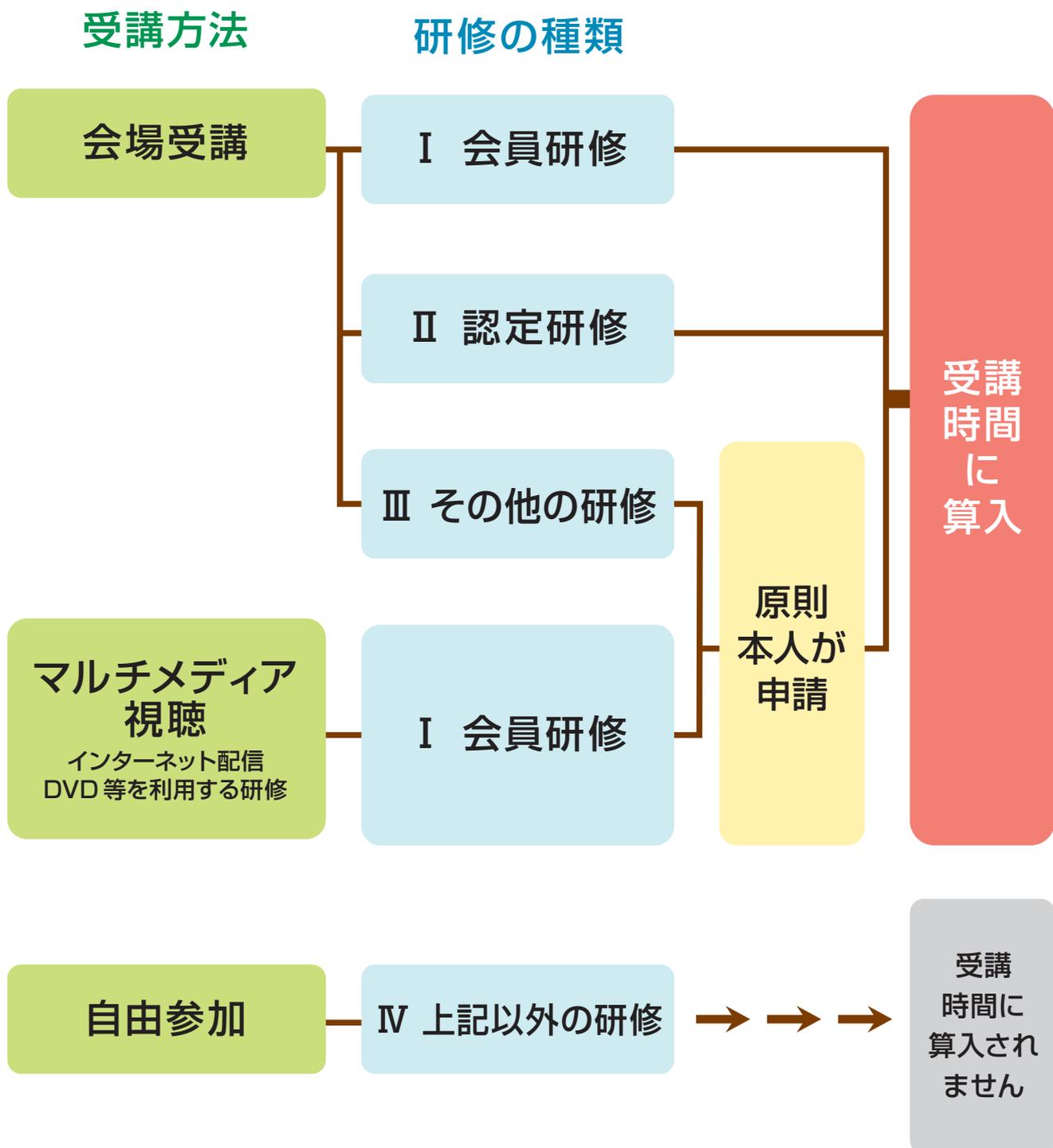
3-2 マルチメディア研修 受講記録の登録方法 ...P10

4. 受講時間認定 申請書の提出方法 ...P11 について

5. 研修受講義務免除 申請書の提出方法 ...P13 について

6. Q&A ...P14

1. 研修の種類



研修規則第4条（研修の科目）

- 1 税理士法その他職業倫理に関するもの
- 2 租税法及び会計に関するもの
- 3 公益的業務に関するもの
- 4 情報処理に関するもの
- 5 法律、経済、経営その他税理士の業務の改善進歩及び資質の向上に役立つと認められるもの

研修の種類

I 会員研修（研修細則 第2条第1項第1号～第5号）

次の者が主催、共催又は後援する研修をいいます。

- ① 東海税理士会（以下「本会」）
- ② 日本税理士会連合会（以下「日税連」）
- ③ 所属支部又は所属支部を含む複数の支部
- ④ 本会以外の税理士会（以下「他会」）又は所属支部以外の支部（受講する会員があらかじめ主催者の承諾を得たもの）
- ⑤ 東海税理士協同組合等の本会又は連合会に関連する団体（以下「関連団体」P14.Q3参照）

II 認定研修（研修細則 第2条第1項第6号、第4条）

本会が認定した研修で次の研修（案内に「東海税理士会認定」の記載がある）をいいます。

- ① 大学、公的機関又は税務関連学会が実施する研修
- ② 民間の企業又は団体等が実施する研修
- ③ 民間団体のうち税理士が主宰し、本会が認定した団体が実施する研修

III その他の研修（研修細則第2条第1項第7号、第5条、第6条第2項、第7条）

上記I、IIのほか、本人から申請があった次の研修で、本会が必要と認めた研修をいいます。（1事業年度合計18時間を限度とします）

- ① 大学、公的機関又は税務関連学会及び民間団体が実施する研修で認定を受けていないもの
- ② 日本弁護士連合会、日本公認会計士協会その他の士業団体が実施する研修
- ③ 他会が認定した研修
- ④ 一定の研修の講師を務めたときは「その他の研修」とみなして、当該研修時間の3倍の時間を受講時間に算入します。

IV 上記以外の研修（自由参加）

研修の内容が研修規則第4条に規定する研修の科目に当てはまらない研修、一般の経理担当者等を対象とする研修は受講時間に算入されません。

2-1. 会場型研修…研修の申込み方法

① 「研修会参加申込書」により申込み方法

東海税理士会報に同封の「研修会参加申込書」に登録番号・所属支部名・お名前を記入頂き、東海税理士会事務局へファックスを送ってください。

FAX番号 052-561-2866

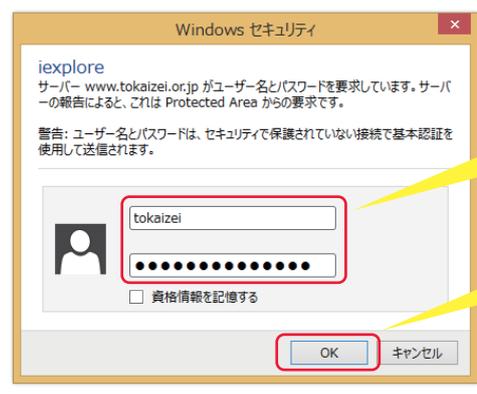
② 「研修受講管理システム」より申込み方法

研修受講管理システムは、本会ホームページの「会員専用ページ」の中にあります。

「研修受講管理システム」からの受講申込み

本会ホームページのトップページから「ログイン画面」へ入ってください

東海税理士会ホームページ <http://www.tokaizei.or.jp/>



※画像は Windows 8 Internet Explorer のものです

ユーザー名：tokaizei
パスワード：go

ユーザー名、パスワード入力後、クリックします

研修会のレジュメはこちらからダウンロード出来ます

ここから研修会受講の申込みをします
また、研修会のレジュメダウンロードもここで出来ます

クリックすると研修受講管理システムサイトのログイン画面が表示されます



「研修受講管理システム」では、

- ① 研修会の申込み
 - ② マルチメディア研修の視聴
 - ③ 受講履歴の確認
- ができます。

ログイン画面が開くので、初回はパスワードに生年月日を8ケタで入力します

登録番号は6ケタで入力します
初期パスワードは生年月日8ケタです
例: 1951年8月25日
→19510825

初回だけ、パスワード設定画面が表示されます

パスワードの設定画面にて新しいパスワードをご設定ください

※次回以降のログインは、ここで設定した新しいパスワードが必要になります。忘れてしまわないように控えておいてください。

「研修受講管理システム」ログイン後のトップ画面です

「一覧へ」をクリックしても進めます

受講可能な研修会が直近の開催日順で表示されます

研修会タイトル

講師

開催日 2017/10/25 ~ 例:2017/10/25

主催団体 ▼選択してください

開催地 ▼選択してください

研修の種類 ▼選択してください

主催 本会 日税 日税関連団体

以上の条件で 検索

研修会タイトル	開催日時	主催団体	開催地	会場	受講料	状況
「法人決算時の留意点として、自主点検チェックシートの取扱い」研修会	2017年10月26日(木) 13:30~16:30	東海税理士会	静岡	静岡県男女共同参画センターあざれあ	無料	申込
「法人決算時の留意点として、自主点検チェックシートの取扱い」研修会	2017年10月27日(金) 13:00~16:00	東海税理士会	三重	松阪市・フレックスホテル	無料	申込

研修会タイトルをクリックすると詳細情報が表示されます

研修会タイトル	「法人決算時の留意点として、自主点検チェックシートの取扱い」研修会
研修内容	平成26年1月に公益財団法人全国法人会総連合が中心となって「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」が作成され、公表されました。このチェックシートは、日本税理理解済連合会が監修し、国税庁が後援によるもので、中小企業の内部統制と経営改善の推進に資するものとして、中小企業庁が推進しています。
主催者	東海税理士会
開催日時	2017年10月26日(木) 13:30~16:30(開場時間/13:00)(認定時間/3.0時間)
会場	静岡県男女共同参画センターあざれあ
講師	永橋 利志 先生
講師プロフィール	税理士・近畿会
定員	300名
受講対象	会員に限る
受講料	無料
マルチメディア配信予定	なし
マルチメディア配信URL	

戻る 申込確認

申込みされる場合はここをクリックしてください

下記の内容で申込みます。

研修会タイトル	「法人決算時の留意点として、自主点検チェックシートの取扱い」研修会
開催日時	2017年10月26日(木) 13:30~16:30(開場時間/13:00)(認定時間/3.0時間)
受講料	無料
登録番号	909001
氏名(姓)	トウイ 知

戻る 申込

ここをクリックしその後「はい」を選択します

申込みは以上で完了です

情報 I-3030302

研修を申込みました。登録番号：909001 研修会コード：09170000007 80110900

閉じる

2-2. 会場型研修…レジュメのダウンロード

レジュメのダウンロード

会員専用ページで研修会のレジュメのダウンロードをしてください

現在ダウンロードできる研修会のレジュメ一覧が表示されます

レジュメのダウンロードをします



「法人決算時の留意点として、自主点検チェックシートの取扱い」研修会	
開催日程・場所	10月26日(木) 静岡県男女共同参画センターあざれあ 10月27日(金) フレックスホテル 11月16日(木) 東海税理士会会議室
レジュメタイトル	「法人決算時の留意点として、自主点検チェックシートの取扱い」(581KB)
資料	参考資料1: 自主点検チェックシート (936KB) 参考資料2: 自主点検ガイドブック (409KB) 参考資料3: 申告書確認表 (1.7MB)
講師	永橋 利志 先生 (税理士・近畿会)
レジュメ掲載期限	2018年4月26日

ここをクリックしてダウンロードしてください

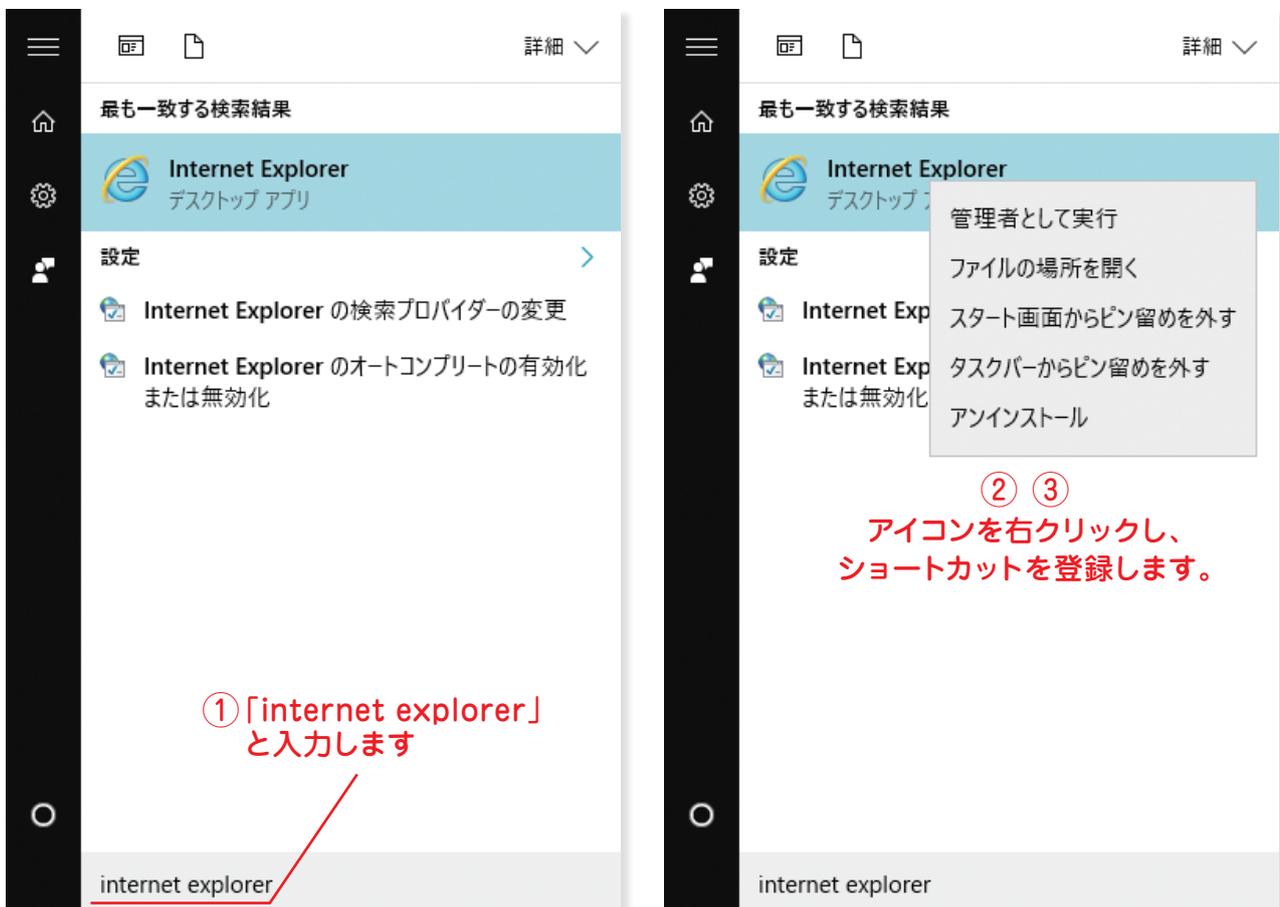
3-1. マルチメディア研修…視聴方法

Windows10でのマルチメディア研修の視聴について

Windows10では標準ブラウザとして「Microsoft Edge」が設定されておりますが、「Microsoft Edge」ではマルチメディア研修を視聴いただくことができません。つきましては、「Internet Explorer」のご利用をお願い申し上げます。

「Internet Explorer」を使用の際は下記の手順もご参照ください。

- ① 画面左下の検索窓に「internet explorer」と入力します。
- ② 検索結果一覧に表示された Internet Explorer のアイコンを「右クリック」するとメニューが表示されます。
- ③ メニュー内に表示された「タスクバーにピン留めする」「スタート画面にピン留めする」など、アクセスしやすい場所に Internet Explorer のショートカットを登録します。
- ④ 登録したショートカットから Internet Explorer を起動してください。



マルチメディア研修は
インターネットまたは支部事務局からDVD等を借りて受講することができます。
このページでは、インターネットからの視聴方法を説明します。

▼ 研修受講管理システムのログイン方法は P3 参照

研修受講管理システム

研修一覧 > マルチメディア研修(日税連)をクリックしてください

研修会タイトル	主催	配信日時	申請
① 平成29年度第2回マルチメディア研修「マイナンバー質疑応答事例集～個人番号の適正な取扱いのために～」	日本税理士会連合会	2017年08月17日(木) 9:00～9:00	申請
② 平成29年度第1回マルチメディア研修「平成29年度税制改正について」	日本税理士会連合会	2017年07月07日(金) 9:00～9:00	申請済
③ 総務省監査部制作「税理士法違反行為Q&Aについて」	日本税理士会連合会	2017年06月26日(月) 9:00～9:00	申請
④ 平成29年度マルチメディア研修「税理士職業賠償責任保険」	日本税理士会連合会	2017年06月13日(火) 9:00～9:00	申請
⑤ 中小企業対策部制作『平成29年度税制改正(中小企業・小規模事業者関係)等の解説～中小企業・小規模事業者の生産性向上～』	日本税理士会連合会	2017年05月26日(金) 9:00～9:00	申請

「一覧へ」をクリックしても進めます

研修受講管理システム

以上の条件で 検索

研修会タイトル	科目I	科目II	配信日	講師	認定時間	申請
平成29年度第2回マルチメディア研修「マイナンバー質疑応答事例集～個人番号の適正な取扱いのために～」	その他業務関連 事務所経営		2017年08月17日(木)	税理士 鈴木 淳介	1.5	申請
平成29年度第1回マルチメディア研修「平成29年度税制改正について」	税法 税法全般		2017年07月07日(金)	財務省主税局総務課 大西佑作 課長補佐	1.0	申請済
総務省監査部制作「税理士法違反行為Q&Aについて」	法律(税法以外) 税理士法		2017年06月26日(月)	国税庁総務課課長補佐 川畑耕司	1.0	申請
平成29年度マルチメディア研修「税理士職業賠償責任保険」	その他業務関連		2017年06月13日(火)	税理士 齋藤和 助	1.5	申請

視聴したい研修会タイトルをクリックしてください

「視聴サイトを開く」をクリックすると該当マルチメディア配信サイトが開きます。

研修会タイトル	平成27年度第3回マルチメディア研修『相続税の小規模宅地等の特例について』
研修内容	タブレット/スマートフォン対応・スタジオ収録(平成27年11月2日実施)
主催団体	日本税理士会連合会
配信日	2017年04月01日(土)
認定時間	2.0時間
講師	松岡章夫 先生
講師プロフィール	税理士 松岡章夫

戻る 視聴サイトを開く

「視聴サイトを開く」をクリックしてください

視聴 or 研修資料をダウンロードする際、下記のユーザー名とパスワードを入力します

ユーザー名 : taxnz
パスワード : taxnz

研修資料が PDF でダウンロードできます

研修内容	
テーマ	平成27年度第3回マルチメディア研修 『相続税の小規模宅地等の特例について』 タブレット/スマートフォン対応
講師・アシスタント ※所属部署、役職は収録日現在のものです。	税理士 松岡 章夫 日本税理士会連合会研修部委員 桑畑 弘道
会場	スタジオ収録(平成27年11月2日実施)
配信日	平成27年12月16日
研修時間	28時間
研修資料のダウンロード	研修資料※必ずご用意ください 研修資料のダウンロード
備考	タブレット/スマートフォンでも視聴いただけます。 タブレット/スマートフォンでの視聴はこちらから

ボタンを押して、研修を受講してください。
※研修の受講にはInternet Explorerの利用をお願いいたします。

パート	字幕あり	字幕なし
はじめに		
I 本特例の適用要件等		
1 特例対象宅地等の範囲		
2 限度面積、減額割合		
3 特例対象宅地等の分割要件		
4 申告要件		
5 添付書類		
6 本特例の内容		
II 老人ホームに入所している場合の適用関係		
1 平成25年12月以前相続のときの内容		
2 平成26年1月以後相続からの改正内容		
3 具体的事例		
III 二世帯住宅の取り扱いの見直し		
1 平成25年12月以前相続のときの内容		
2 平成26年1月以後相続の改正内容		
3 具体的事例		

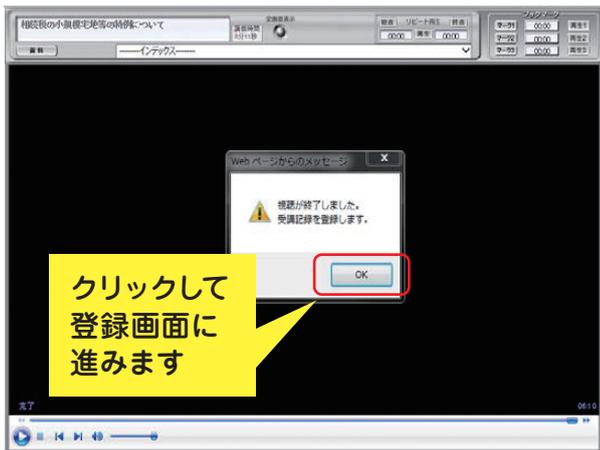
視聴したいパートをクリックしてください
視聴画面が表示され、研修が始まります

※1つのパートの視聴を終了したら本ページに戻り、次のパートをクリックし視聴してください。

視聴後、**4ケタの研修確認コード**が表示されます。受講記録登録の際に必要となりますので、各自で記録して下さい。研修受講管理システムにて受講登録を行います。

3-2. マルチメディア研修…受講記録の登録方法

① 視聴後、すぐに登録する場合



クリックして
登録画面に
進みます

② 受講後、登録までに期間が空いた場合 or DVD等で視聴した場合



研修一覧 > マルチメディア研修(日税連)をクリックしてください

以下の受講記録を登録します。
よろしければ「登録確認」ボタンを押します。

研修会タイトル : 平成27年度第3回マルチメディア研修
配信日時 : 2017年04月01日(土) 09:00~09:00
認定時間 : 2.0時間

受講日 : 2017/10/24

研修会確認コード : ●●●●

戻る 登録確認

受講日と研修会
確認コードを入力
してください
※①の場合は自動
入力されます

クリックします

▼研修会検索

研修会タイトル: 小規模宅地

講師: [選択してください]

科目I: [選択してください] 科目II: [選択してください]

配信日: 例:2017/10/24 ~ 例:2017/10/24

配信: 本会 日税連 日税連関連団体

以上の条件で 検索

研修会タイトル	科目I	科目II	配信日	講師	認定時間	申請
平成27年度第3回マルチメディア研修 小規模宅地の特例について	税法 相続税		2017年04月01日(土)	松岡章夫	2.0	<input type="button" value="申請"/>

研修会タイトル
等を入力し、
視聴した研修を
検索できます

申請をクリックします

確認 C-3060201

自己申請を登録します。よろしいですか?

クリックします

情報 I-3060202

自己申請を登録しました。

登録は以上で完了です。

6. Q & A

Q1 支部が主催する勉強会及び研修会は受講時間に算入されますか？

A 支部が主催する勉強会等で研修規則第4条に規定する研修の科目（P2参照）であれば会員研修に該当し、受講時間に算入されます。ただし、これ以外の任意の勉強会は原則受講時間に算入されません。（Q14参照）

Q2 認定研修について教えてください。

A 大学等や民間団体が実施する研修であらかじめ主催者からの申請があり、本会が認定した研修です。なお、認定研修については、実施団体から出席者の報告があるため、税理士会員からの申請は必要ありません。

Q3 東海税理士協同組合等が実施する研修は受講時間に算入されますか？

A 本会または日税連の関連団体が実施する研修は、研修規則第4条に規定する研修の科目（P2参照）であれば、会員研修に該当しますので受講時間に算入されます。（本会の関連団体とは、東海税理士協同組合、東海税理士政治連盟となります）

Q4 受講時間の算入に申請が必要な研修にはどのようなものがありますか？

A 税理士会員が、独自に受講した研修（研修内容、講師等が研修として相応しいものに限る）で、P2研修の種類Ⅲ（その他の研修）に該当するものについては、申請が必要となります。受講時間認定申請書（第6号様式）の記載方法についてはP12を参照してください。

Q5 租税教育の授業や、法人会、青色申告会などの簿記講習会等の講師を務めた場合の取り扱いは、どのようになっているのですか？

A 学童や一般納税者、経理担当者等を対象とした講習等の講師を務めても受講時間に算入されません。

Q6 一定の研修の講師を務めたときに、3倍の時間が受講時間に算入されるとのことですが、どのような研修が該当しますか？

A 会員研修、認定研修が該当しますが、その他の研修でも内容等により該当するものがあります。

Q7 本会又は支部の会議等に参加した場合、受講時間に算入されますか？

A 平成28年4月からすべての会議等は研修の受講時間に算入されません。

Q8 他支部の研修会に出席した場合でも受講時間に算入されますか？

A 受講時間に算入されます。
ただし、あらかじめ当該主催者に受講の承諾を得てください。

Q9 他会から本会へ中途入会しました。受講時間の取り扱いはどうなりますか？

A 事業年度の中途において他会から本会に入会した会員が、異動前の税理士会において受講時間として認められたものがあるときは、当該受講時間を本会で受講したものとみなします。

Q10 この度、税理士登録しました。36時間以上の研修の受講義務の取り扱いはどうなりますか？

A 事業年度の中途において新規登録した会員が受講しなければならない研修時間は、入会月の翌月からの月数按分により算定します。

Q11

マルチメディア研修をインターネットまたは支部からDVD等を借りて視聴した場合も、申請書を提出するのですか？

A

「研修受講管理システム」から受講記録の登録(P10参照)ができますので、申請書の提出は不要です。

Q12

研修会等で著名な講師が出演している市販のDVD等を視聴した場合は、受講時間として算入されますか？

A

受講時間にはなりません。ただし、支部主催でそのDVDを教材として参加者が受講すれば、研修時間に算入することができます。

Q13

本や雑誌を読んでレポートを提出した場合、受講時間に認定されないのですか？

A

受講時間にはなりません。ただし、日本税務研究センターの「日税研通信ゼミ」については受講時間になります。「日税研通信ゼミ」とは、日税連の関連団体である日税研が主催する研修で、機関誌「税研」等を利用し、学習した結果をレポートとして提出、審査委員会で確認をし、相応しいと判断されたものに、一定の受講時間を認定するものです。詳しくは、日本税務研究センター(03-5435-0912)までお問い合わせください。

Q14

税理士同士の勉強会、事務所内の研修は認められるのですか？

A

税理士団体(会員で構成された団体。例：税理士法人、大規模税理士事務所)が実施する研修で、本会の会員が20名程度出席し、研修規則第4条に規定する研修の科目(P2参照)であれば、その他の研修の範囲として認められます。なお、申請手続は、研修を実施した税理士団体が、出席者全員分をとりまとめて行います。

Q15

36時間をクリアできなかった場合、罰則はあるのですか？

A

36時間以上の研修を受講できなかった場合、原則的には会則遵守義務違反となります。36時間以上の研修を受講し、研修受講義務を達成してください。なお、平成30年度分(平成30年4月1日から平成31年3月31日)から、研修受講義務の履行等の情報は、日税連のホームページ(税理士情報検索サイト)で公表されます。情報の公表は、平成31年10月1日に行われる予定です。

Q16

病気による長期療養中のため研修が受講できません。どのように対処すればよいですか？

A

負傷又は疾病により療養していること、出産・育児・介護・その他これらに類する事由によること等の事由に該当する場合、「研修受講義務免除申請書」の提出により受講義務の免除を申請することができます。(P13 参照)なお、免除事由に該当しなくなったときは、遅滞なく「研修受講義務免除事由がなくなった旨の届出書」を提出しなければなりません。

Q17

受講記録を確認したのですが、受講したはずの研修が記録されていません。どうすればよいのでしょうか？

A

受講記録は1週間～1か月の間に研修受講管理システムに登録することとなっていますが、登録が遅れる場合もありますので、本会事務局研修担当(052-581-7508)にご連絡ください。



その他ご不明な点がございましたら
本会事務局研修担当(052-581-7508)まで、
お問い合わせください。

東京税理士会研修部発行「研修ガイド」、関東信越税理士会発行「会報」をご了解の上、参考にさせていただきました。



東海税理士会

〒 450-0003

愛知県名古屋市中村区名駅南
2-14-19

住友生命名古屋ビル22F

TEL : 052-581-7508